

雇用対策としての勤労税額控除

「日本型勤労税額控除」の提言

09年3月6日

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

森信茂樹

勤労税額控除の必要性

- 今最も優先すべき政策は、雇用対策
- セフティーネットとしての「生活保護」、一時的失業者への「失業保険給付」、解雇抑制のための「雇用調整助成金」、これらとセットで、勤労支援のための「勤労税額控除」が必要。
- 勤労の価値を高め、働くインセンティブがわく
- 同時に、ワーキングプアへの経済支援対策、ワークシェアリングの導入支援となる
- 欧州のほとんどの国で導入、高い経済効果が実証済み

基本的仕組み

- 一定以上の勤労所得を稼ぐと、減税(税額控除)が行われ、控除しきれない部分は給付される。
- 勤労意欲の向上、中低所得者への経済支援、ワークシェアリングの正規雇用者の給与引下げ補てん等多様な効果。
- In- Work Tax Credit と呼ばれ、英・米・独・仏をはじめ、スウェーデン等の北欧諸国にも導入
- 給付を行うものはRefundable Tax Credit「給付付き税額控除」と呼ばれる。
- わが国でも、税制改正関連法の附則で、「給付付き税額控除の検討」が明記。
- 税と社会保険の一体的運営が可能となる

勤労税額控除の具体案

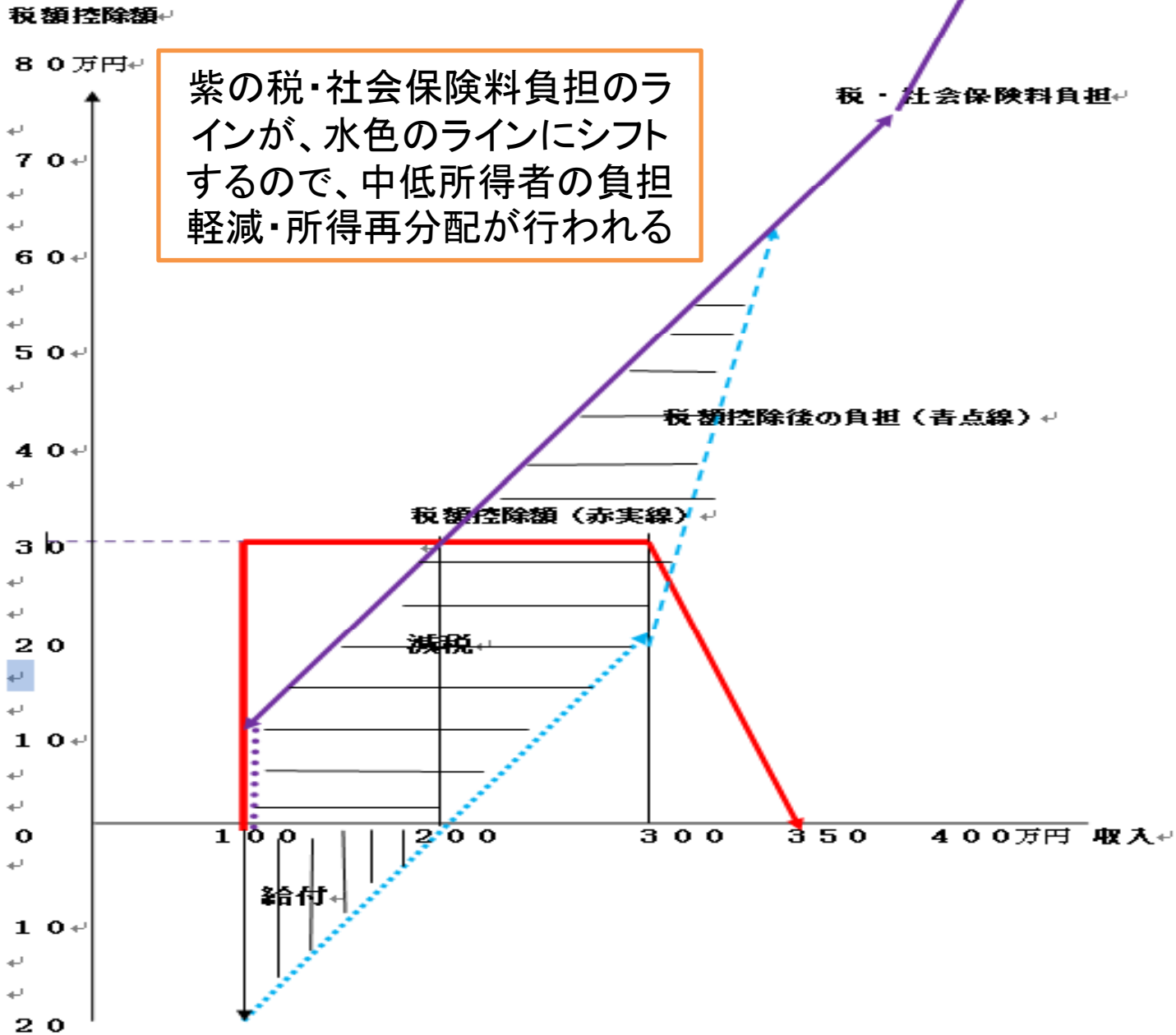
- 世帯収入100万円以上350万円未満の中低所得者層の勤労者(世帯単位)を対象に、収入に対して30万円の税額控除(減税)を与えることにより、所得税・住民税・社会保険料の負担軽減を行う。
- 軽減額が税・社会保険料合計を超過する場合には超過分を給付する。
- 300万円を超えると税額控除額は遡減し350万円で消滅する。

(例) 単身者の税・社会保険料負担

課税最低限 114.4万円
(万円)

給与収入	所得税額	住民税額	税金合計	社会保険料 (10%)	税・社会保険料合計	減税額 (税額控除)	差し引き
100	0	0	0	10	10	30	▲20 (給付)
200	3.2	6.6	9.8	20	30	30	0
300	6.2	12.6 5	18.8 5	30	49	30	19
350	7.7	15.4	23.1	35	58	0	58
400	9.4	19.0 5	28.4 5	40	69	0	69

具体案（その1） 100万円から300万円まで 30万円の税額控除・給付
 300万円から350万円 60%の減減、消滅



暫定的な実施案

- 制度設計は税務当局が行い、「減税(税額控除)部分は税務当局で、給付部分は地方公共団体」という仕分けを行う。税当局は課税最低限以下の所得情報がなく、社会保険事務所や地方自治体から情報提供を受ける必要あり。
- 受給者が市長村に申請を行い、給付を受けるための審査を経て証明書を確定申告に添付。サラリーマンは年末調整で、事業者は申告で税額控除を受ける。(住宅取得控除と同じ方式)
- 控除しきれない部分については、市町村から支給(給付)。
- 給付を避けるため、減税部分に、国税だけでなく地方税、さらには社会保険料も考慮に入れた制度作りが必要。
- 低所得者の社会保険料の軽減については、厚生省(年金審議会)で同様の政策が別途検討されている。

給付付税額控除の4類型

第1類型—勤労税額控除(EITC)。クリントン、ブレアのワークフェア思想。勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する。

第2類型—児童税額控除(CTC)。世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国、英国等

第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。還付・給付はなし。オランダ、韓国

第4類型—消費税逆進性対策税額控除。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的
生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付。
カナダ、シンガポール

給付付き税額控除の課題(1)

1、政策目標、政策ターゲットの明確化

若年層を中心としたワーキングプア、母子家庭に対する就労を通じた貧困対策、少子化対策

2、他の政策手段と比較しつつ政策効果の十分な検討を行うこと。

3、不正給付(還付)問題の防止、クロヨンと呼ばれる事業者の所得の正確な捕捉の必要性。

給付(還付)事務を会社レベルで行うこと、社会保障番号・納税者番号の導入が必要

給付付き税額控除の課題(2)

- 4、税務当局と社会保障官庁との協力・一元化の必要性。
- 5、税制度の手直し—個人単位から世帯単位税制への変更、資産保有者の適用除外。

個人単位のもとで厳格な定義の行われている配偶者、扶養家族と、社会保障制度との整合性を保つ必要。分離課税となっている金融所得の捕捉の必要性。

- 6、児童手当、児童扶養手当、生活保護等の現行社会保障給付、配偶者控除を始めとする各種所得控除、最低賃金制度のあり方を根本的・総合的な見直し。
- 7、「歳出・歳入一体改革」との整合性。税込中立、さらには歳出面も含めた「財政中立」という考え方の下で制度設計。